

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(地域公共交通調査等事業)

令和3年2月26日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通調査事業(計画策定事業)

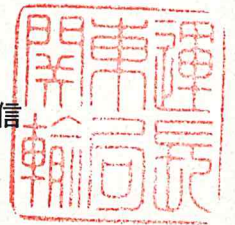
協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考
		②事業 実施の 適切性	③計画策定等に向けた方針 又は事業の今後の改善点	評価結果	
流山市地域公共交通活性化協議会	<p>【事業内容】 1. 市内の公共交通に関する実態調査 ・バス事業者のデータによるバス利用状況。 ・PT調査及びビックデータ(携帯電話500mメッシュ)による移動交通量。 ・市民アンケート(3,000世帯)による年代、地域、目的別などの公共交通利用状況。 ・市民団体、交通事業者へのヒアリング。 ・交通不便地域の声を踏まえた新たな交通手段等の需要予測を実施中。 2. 地域の公共交通計画(案)のとりまとめ ・持続可能な公共交通についての課題や問題点を整理。 ・地域にとって望ましい公共交通網の基本方針の策定。 ・年度内に、計画実現に向けた個別施策、目標値等を設定。 3. 協議会等の開催 ・地域の公共交通計画(案)について協議するため、地域公共交通活性化協議会を3回開催(うち1回は補助対象外)。 ・3月下旬に開催予定の第4回協議会に、地域の公共交通計画(素案)を諮問。</p> <p>【結果概要】 ・バス輸送人員の要因分析を、回帰分析にて行い回帰式を推定。 ・市内いずれの地域においても、地域内での公共交通によらない移動が大半。 ・市民アンケートを市内の3,000世帯に配布し、約40%にあたる1,215世帯から回答。 ・地域別・年齢階層別にニーズの高い目的地を整理し「一般化時間(料金を時間に換算し、実移動時間に加算)」で評価し、交通不便地域を抽出。 ・「公共交通検討重点地域(=交通不便地域)」は市内には無い。 ・「公共交通検討地域(相対的に目的地に行きにくい地域)」における実現可能な交通手段を検討中。</p>	<p>事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された</p>	<p>【補助対象事業名】 地域公共交通調査事業(計画策定事業)</p> <p>【事業内容】 (仮称)流山市地域公共交通計画の策定</p> <p>【実施期間】 令和3年3月末まで「(仮称)流山市地域公共交通計画(素案)」の策定 令和3年4月から令和3年9月末まで、6月頃パブリックコメントを実施し、9月末までに「(仮称)流山市地域公共交通計画」を決定</p> <p>【調査結果を受けた計画策定の方針】 調査結果により抽出された以下の課題解決に向け基本方針、評価指標、目標値を設定し、具体的な施策及び実施主体を検討。 ①相対的に移動に時間を要する地域がある。 ②車を運転しない人が外出しにくい。 ③複数の交通事業者が存在するため、公共交通の情報などが分かりにくく、利用しにくい。 ④観光や商工業との連携が不足している。 ⑤コロナ禍により公共交通の利用者が減少している。 ⑥路線バスは赤字で維持が困難となっている。 ⑦公的サービスと民間サービスとに格差が生じている。 ⑧慢性的な乗務員不足が生じている。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。また、特定の路線や地域内交通の検討だけでなく、地域全体のネットワークの在り方について方向性が示されている点も評価できる。 新たに設定を設けた公共交通検討地域(相対的に目的地に行きにくい地域)とについて、地域にあった実現可能な新たな交通手段の検討にあたっては、今般の法改正により、地域公共交通計画においては、これまでの「地域公共交通ネットワークの形成」に加え、「地域における輸送資源を総動員」することで、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することが目的とされていることから、地域の施設送迎バスなど道路運送法に基づかない移動サービス等を把握し、その活用や役割分担等について検討していくことを期待する。 来年度以降、策定した計画を実効性のあるものにしていくために、地元との調整や利用者の声を吸い上げて活かすことが重要である。更に、計画の進捗管理と状況把握を常に行い、定期的に中間結果を検証し、適切に対応していく事も重要である。その点を留意して計画を実施していただきたい。 今後も、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け取り組んで行くことを期待する。</p>	

様式第5-7 (日本産業規格A列4番)

関交企第14号
令和3年4月9日

流山市地域公共交通活性化協議会
会長 加藤 博和 殿

関東運輸局長 河村 俊信



令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(計画策定事業))の額の確定通知書

令和3年4月5日付けをもって実績報告のあった「令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画策定事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定補助金額 金4,969,000円